

浄化槽の保守点検は定期的に

10月はクリーン排水月間です

水の汚れは、かつては産業排水などが主な原因となっていましたが、規制が強化され排水処理対策が進んだ今日では、生活排水が汚れの大きな原因となっています。美しい川や海をいつまでも大切に守つていくためにも、家庭でできる生活排水対策に協力してください。

家庭でできる生活排水対策

流しの排水口には、目の細かいストレーナーや水切りネットを備えましょう。

食器についた汚れは、ふき取つてから洗いましょう。

みそ汁などは作り過ぎないよう油はできるだけ使い切りましょう。やむを得ず残った場合は、吸

着剤を使つたり、牛乳パックに新

聞紙を入れて吸着させるなどして、燃えるごみとして出してください。

洗剤やシャンプーなどは適量を使いましょう。たくさん使つても洗浄力は変わりません。

浄化槽の管理

浄化槽は保守点検や清掃を適正に行い、法律で定められた水質検査を受けましょう。保守点検は3カ月～

四カ月に1回、清掃は年に1回以上、

水質検査（法定検査）は年一回の実施が定められています。人槽（浄化槽の処理能力）によって異なりますので、下表で確認してください。

合併処理浄化槽を設置しましょう

合併処理浄化槽は、し尿と生活排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。

浄化槽の新設時には原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。すでに設置されている単独処理浄化槽についても、合併処理浄化槽への転換の努力義務が課せられています。

合併処理浄化槽の設置費用を補助する制度もあります。設置地区などの条件や数に限りがありますので、環境衛生課に相談してください。

問い合わせ先 環境衛生課
■ (48)1111 (内317)

保守点検は下記のとおり行ってください。

合併処理浄化槽

	処理方法	浄化槽の種類	回 数
合併処理	分離接觸ばっ気方式	処理対象人員20人以下	4カ月に1回以上
	嫌気ろ床接觸ばっ気方式	処理対象人員21人以上50人以下	3カ月に1回以上
	脱窒ろ床接觸ばっ気方式		1週間に1回以上
活性汚泥方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週間に1回以上	
	2 スクリーンおよび流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽	2週間に1回以上	
	1 および 2 以外の浄化槽	3カ月に1回以上	

単独処理浄化槽

	処理方法	浄化槽の種類	回 数
単独処理	全ばっ気方式	処理対象人員20人以下	3カ月に1回以上
		処理対象人員21人以上300人以下	2カ月に1回以上
		処理対象人員301人以上	1カ月に1回以上
	分離接觸ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	処理対象人員20人以下	4カ月に1回以上
		処理対象人員21人以上300人以下	3カ月に1回以上
		処理対象人員301人以上	2カ月に1回以上
	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式		6カ月に1回以上